

# 米国の高等教育機関における 差別禁止と合理的配慮

近藤武夫

東京大学先端科学技術研究センター

# 背景：日米の障害学生数

- 統計上に記載される障害学生数の日米格差
  - 差別禁止法の枠組みにより、障害学生による大学へ配慮を求める権利が保障されていることが一因である可能性

	障害学生数	全学生数	比率
米国 (2008) <sup>1</sup>	200万人	1900万人	10.80%
日本 (2011) <sup>2</sup>	1万人	324万人	0.33%

<sup>1</sup> 米国政府説明責任局 (GAO) 2009年調べ

<sup>2</sup> (独)日本学生支援機構2011年調べ

# 障害学生支援室への登録障害学生数

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| 1. ロチェスター工科大学:     | 700/15,000   |
| 2. ボストン大学:         | 450+/30,000  |
| 3. マサチューセッツ大学ボストン校 | 1,000/16,000 |
| 4. ワシントン大学:        | 1,000/43,000 |
| 5. ハワイ大学マノア校:      | 1,400/20,000 |
| 6. モンタナ大学:         | 1,200/10,000 |

- ✓ 1～3:2012年日本財団視察, 4～6:2010～2011年にかけての著者による視察から, 各DSS(Disability Student Service, 障害学生支援室)スタッフへのインタビューから得られた回答

# 障害のある人への差別とは

- 障害により平等な機会 (equal opportunity) を得られないこと
- 直接差別
  - 障害があることを理由に排除する
    - 例「学生に障害があることがわかった場合に、(障害学生を支援する体制がない、など言及される理由は様々であれ)障害を理由に入学を拒否する」
- 間接差別
  - 障害があると参加が難しい要件を設ける
    - 例「紙に印刷された文字の視覚認識に障害のある学生で、かつ点字の読めない学生に、音声受験や代読など試験に参加可能な方法が用意されない」

# 米国の障害者差別禁止法

- 高等教育機関を対象として含む，障害者差別の禁止を定めた米国法の存在
  - リハビリテーション法504条
    - 政府の予算的支援を受けている機関と，政府機関のサービスおよびプログラムにおける障害者差別を禁止。1973年制定。
  - 障害のあるアメリカ人法
    - Americans with Disabilities Act, ADA法。アメリカ社会における雇用、公共サービス、公共施設、電話通信での障害者差別を禁止。1990年制定。2008年改正ADA法 (ADA Amendment Act, ADAAA) が成立。
  - 両法において，差別禁止および障害のある人もない人も平等な機会を持つことを実現するため「合理的配慮 (reasonable accommodation) の提供」というアプローチが採られる

# 米国の大学における合理的配慮の例

## 1. 試験の配慮

- － 別室受験, 時間延長, 代筆, 代読

## 2. 記録の代替

- － ノートテイキング, 録音の許可

## 3. 教材へのアクセシビリティ

- － 教科書・教材の代替フォーマット(点字, 音声, 拡大, 電子テキストファイル等)の製作, 字幕のないビデオ教材への字幕追加

## 4. 音声言語へのアクセシビリティ

- － 手話通訳, リアルタイム・キャプション

## 5. 建物とその機能へのアクセシビリティ

- － 教室, 寮, コンピュータ室, 図書館, 実験室等

## 6. 支援技術によるサポート(1～5を技術的に支援)

- － 音声読み上げソフト・装置, 音声認識入力, 代替入力装置(特殊キーボードやマウスなど), 録音・メモ装置, 拡大カメラ, タイマー, イヤーマフ・耳栓等

法的には大学が提供すべき配慮の詳しい内容までは規定されていない点に注意

# 障害者への合理的配慮とは(1)

- 高等教育機関が平等な機会を保証すべき次項は,
  1. 高等教育機関への採用 / 入学
  2. 高等教育に関連するアクティビティからの除外
    - 学術的プログラム, 研究の機会, 職業訓練, 住居, 健康保険, カウンセリング, 経済的援助, 体育, 運動競技, レクリエーション, 交通, その他の課外活動, もしくはその他の高等教育教育プログラムへの参加から除外されること, もしくはそれらに関連した利益, サービス, 援助を否定されること

# 障害者への合理的配慮とは(2)

- 高等教育機関は,
  - **有資格の障害者** (qualified persons with disabilities: **職務に伴う本質的な機能を遂行できる障害者**) に対して, **費用を負担の上, 合理的配慮を提供する必要がある**
  - リハビリテーション法およびADA法の**法令遵守コーディネータを置く必要がある**
  - 障害学生からの**異議申し立て**が公正に行われ, またそれが迅速かつ公平に処理される手続きを保障する必要がある

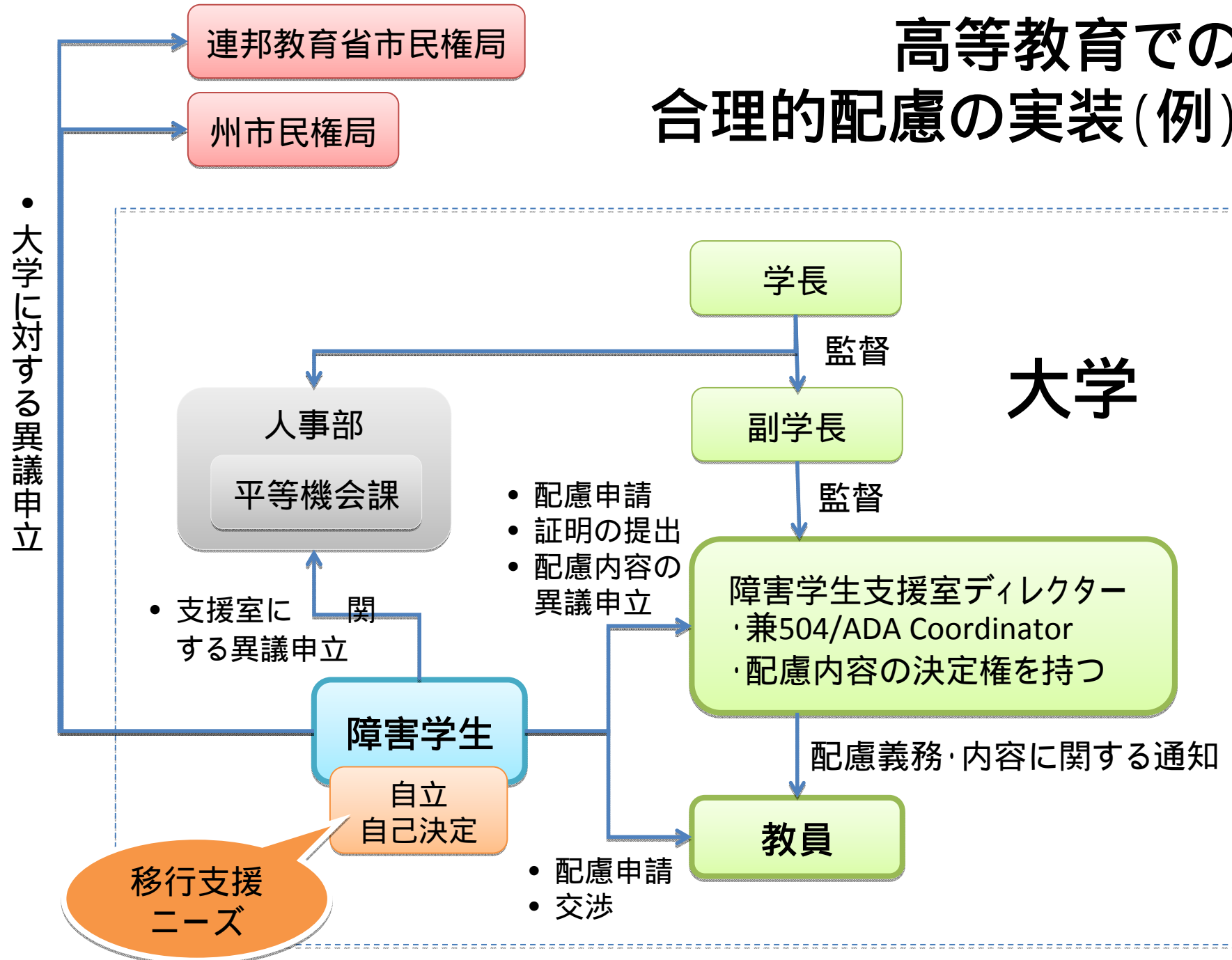


# 障害学生による合理的配慮申請の流れ(例)

障害学生は、

- 1.障害学生支援室へ登録する
- 2.障害学生支援室と共同で、どの配慮が利用でき、また必要であるかを決定する
- 3.最近かつ適切な障害に関する証明文書を提出する(文書を発行するために有資格の専門家のもとを訪れたり、追加的な障害についての検査が必要な場合もある)
- 4.障害学生支援室に配慮を要請する
- 5.場合によっては、各教員に配慮依頼書を提出し、必要な配慮について各教員と話し合う

# 高等教育での合理的配慮の実装(例)



# 障害者への合理的配慮とは(3)

- 合理的配慮とされないもの 34 C.F.R. § 104.44(d)(2)
  - プログラムの性質を根本的に変更するもの
  - 本質的な学術的要件を低めたり免除するもの
  - 甚だしい財政または管理上の負担を生じるもの
  - 個人的な装置やサービスの提供 (i.e., 車いす, アテンダント, 眼鏡, 個別チューター, 個人的な利用や勉強での代読者)

## 実際に認められなかった配慮(例)

- レポート課題の提出期限を2倍に延ばす(授業期間が倍になってしまうため)
- 危険性のある動物であった場合のサービス・アニマル(介助犬など)の利用
- 手話通訳と文字通訳を同じ授業で同時に提供する
- 演説が不安障害のためにできないのに、演説の授業を取る事を認める(本質的な要件の減免)
- 屋外イベントでの会場までの道はアクセシブルにするが、人員を出して押して移動支援はしない

# 障害者への合理的配慮とは(4)

- 「合理的配慮」とは、「善意に基づく望ましい配慮全般」を意味する用語ではなく、504条およびADA法により、その意味が法的に定義された法律用語である点に注意
- しかしながら、合理的配慮を超えるものは提供しない、してはならないという規定はない
- さらに、合理的配慮だけが公平な機会保障の手段ではない点にも注意(e.g., 積極的差別是正策もリハ法501条, 503条で要求される)

# 情報源

- GAO-10-33 : HIGHER EDUCATION AND DISABILITY Education Needs a Coordinated Approach to Improve Its Assistance to Schools in Supporting Students
  - <http://www.gao.gov/products/GAO-10-33>
- Questions and Answers on the Final Rule Implementing the ADA Amendments Act of 2008 (U.S. Equal Employment Opportunity Commission)
  - [http://www.eeoc.gov/laws/regulations/ada\\_qa\\_final\\_rule.cfm](http://www.eeoc.gov/laws/regulations/ada_qa_final_rule.cfm)
- Enforcement Guidance: Reasonable Accommodation and Undue Hardship Under the Americans with Disabilities Act
  - <http://www.eeoc.gov/policy/docs/accommodation.html>